

令和3年度 第94回

全国安全週間

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場



岡崎労働基準監督署西尾支署

令和3年度全国安全週間の実施について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来「人命尊重」という基本理念の下「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

令和3年度 全国安全週間実施要綱

スローガン 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

期 間 7月1日～7月7日（準備期間 6月1日～6月30日）

**全国安全週間
及び
準備期間中
に実施する事項**

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

令和3年度 全国安全週間実施要綱

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

実施にあたっては「3つの密」を避ける等、感染症防止対策を徹底し、各自治体等の要請等に従う

(1) 全国安全週間及び安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施 準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

令和3年度 全国安全週間実施要綱 – 継続的に実施する事項 –

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(2) 継続的に実施する事項

①安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(2) 継続的に実施する事項

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

(ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入および実施の推進のためのガイドライン」に基づく安全衛生に配慮したテレワークの実施

令和3年度 全国安全週間実施要綱 – 局長メッセージ –

実施要項 3 ページ掲載の局長メッセージについて



愛知労働局 > 事例・統計情報 > 安全衛生関係 > 令和3年度 全国安全週間について

令和3年度 全国安全週間について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連続と続けられ、今年で94回目を迎えます。

本週間 7月1日～7日 （準備期間 6月1日～30日）

令和3年度 全国安全週間スローガン

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

なお、本年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の一環で安全週間行事の縮小等を余儀なくされる状況のため、愛知労働局長メッセージの動画版を公表することとしております。

- リーフレット「[第94回 全国安全週間（愛知労働局版）](#)」
 - ・ポイント
 - 愛知労働局長メッセージ(P3) [動画版はこちら](#)
 - 熱中症を防ごう！(P12) [PDFリーフレット](#)
 - 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について(P13) [特設ページ](#)
 - リスクアセスメント出前講座(P16) [特設ページ](#)

問い合わせ先：愛知労働局労働基準部
安全課：TEL 052-972-0255

※新型コロナウイルスについては
健康課：TEL 052-972-0256

局長メッセージの動画版が愛知労働局の Facebook にアップされています。

下のQRコードから該当ページへ飛べますのでご活用ください。



愛知労働局HP内のリンクからでも飛べます。

イベントのご案内



日時：2021年11月29日（月）
13：30から16：00まで

会場：日本特殊陶業市民会館
フォレストホール
(名古屋市中区金山一丁目5番1号)

参加費：無料

The banner features two cartoon characters wearing hard hats, one with a question mark above their head. In the center, the text 'リスクアセスメント 出前講座' is displayed in large green characters. To the right, the text 'リスクアセスメントを 基礎から学びましょう！' is written. Below this, the logo for '愛知労働局' (Aichi Labour Bureau) and '労働基準監督署' (Labour Standards Inspection Office) is shown. A QR code is located on the right side, with a green arrow pointing upwards towards it.

このQRコードから愛知労働局HP内の出前講座の特設ページへ飛べます。



熱中症対策について



熱中症を防ごう！ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

熱中症を防ごう！ 愛知労働局

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
2023年5月1日～9月30日（4月1日～4月30日は熱中症発生防止期間）

全国ワースト1返上

令和2年、愛知県内の職場中の熱中症は死亡4人、休業88人と過去10年間で最大の発生となり、全国ワースト1となりました。

熱中症を防ぐためには、暑気払いが熱中症に対する十分の認識を持ち、予防に取り組みることが重要です。このパンフレットを参考に、**熱中症の認識**を再確認しましょう。

■ 愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上での死傷災害】

● 年別・熱中症発生件数

年度	発生	死亡	合計
平成23年度	82	3	85
平成24年度	88	3	91
平成25年度	62	3	65
平成26年度	16	0	16
平成27年度	20	4	24
平成28年度	30	1	31
平成29年度	35	1	36
平成30年度	26	3	29
令和元年度	69	3	72
令和2年度	88	4	92
合計	431	26	457

● 愛知では毎年、数十名の方が休業4日以上となる熱中症を発生しています。また、ほとんどの年で数名の方が死亡しています。

● 熱中症の発生時期は、気温が最も上昇する午後2時～午後3時、午後3時から4時の間で最も多くなっています。しかし全ての発症場所で発生しており、発生場所も限外に限らず、県内の割合も高くなっていきます。

● 気温と熱中症発生状況の関係

● 時間別・熱中症発生状況（過去10年分）

● 発生場所別・熱中症発生状況（過去10年分）

1

令和2年愛知労働局管内では、92件の熱中症が発生し、**全国ワースト1**となりました。

ワースト1返上を目指し、各事業場において対策に取り組まれますようお願いいたします。

厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

愛知労働局はこれに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。

このリーフレットは愛知労働局のHPからダウンロードできます。

右のQRコードはダウンロードページへ飛べます。



事業者が取り組むべき事項（例）

1 WBGT値の把握と評価



2 WBGT値の低減等



3 作業時間の短縮・休憩等



4 休憩場所の整備等



5 熱への順化



6 水分及び塩分摂取のための整備



事業者が取り組むべき事項（例）

7 服装等



8 健康診断結果に基づく対応等



9 労働衛生教育



10 作業場の管理



作業者が取り組むべき事項（例）

1 日々の健康管理



2 適切な休憩



3 水分及び塩分の摂取



4 異常を感じたらすぐに申し出る



熱中症が発生したら

- まず、**救急車**を呼び涼しい場所で、衣類をゆるめて安静にさせ、スポーツドリンクを与える
- 熱中症と思われる労働者を決して**一人で放置しない**

事業者は



躊躇せず
医療機関に搬送

作業者は



躊躇せず
医療機関を受診



各種様式における押印廃止



安全衛生法の各種様式について押印廃止

定期健康診断結果報告書などの様式について、産業医や事業主の**押印が不要になりました。**

様式第9号(第52条関係)(表面) **定期健康診断結果報告書**

80311 労働保険番号

対象年 7:平成 9:令和 (月～月分)(報告回数) 発診年月日 7:平成 9:令和

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号() 電話()

健康診断実施機関の名称 在籍労働者数

健康診断実施機関の所在地 受診労働者数

健康診断項目

項目	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
聴力検査(オーディオメーターによる検査)(1000Hz)				
聴力検査(オーディオメーターによる検査)(2000Hz)				
聴力検査(その他の方法による検査)				
胸部エックス線検査				
喀痰検査				
血圧				
貧血検査				
肝機能検査				
血中脂質検査				
血糖検査				
尿検査(糖)				
尿検査(蛋白)				
心電図検査				

所見のあった者の人数 医師の指示人数 歯科健診

産業医 氏名 所属機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿

受付印

- 労働者死傷病報告や安全衛生管理体制などの様式についても同様。
- 産業医の氏名・所属機関や事業者職氏名の記載は必要。(自筆に限らない。スタンプ等も可)

産業医の
押印廃止

事業者の
押印廃止



特殊健康診断の改正



特殊健康診断の項目見直しについて

○ 有機則

- ・ 「**作業条件の簡易な調査**」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加

○ 特化則

- ・ 「**作業条件の簡易な調査**」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加
- ・ 肝機能検査の見直し
- ・ 赤血球系の血液検査の例示の見直し

○ 鉛則

- ・ 「**作業条件の簡易な調査**」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加

○ 四アルキル則

- ・ 「**作業条件の簡易な調査**」の追加と「健康診断個人票」の記入項目追加
- ・ 「健康診断結果報告書」の改正

○ 安衛則

- ・ 尿路系に腫瘍のできる化学物質の健康管理手帳制度における健診項目の見直し

作業条件の簡易な調査

作業条件の簡易な調査とは・・・

労働者の当該物質への**ばく露状況の概要**を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものである。

聴取方法

環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法がある。

過剰なばく露をしているおそれがある場合、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、問診票を使用することも可能である。

作業条件の簡易な調査

◎ 個人票と問診票

個人票（有機溶剤健診）

様式第3号（第30条関係）（表面）

有機溶剤等健康診断個人票

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 雇入年月日 _____ 年 月 日
 性 別 _____ 男 ・ 女

有機溶剤業務の経歴

健診年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
年			歳			歳			歳		

1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別

健診対象有機溶剤の名称	
有機溶剤業務名	
作業条件の簡易な調査の結果	
有機溶剤による既往歴	
自覚症状	
他覚症状	
代謝物の検査	()
	()
	()
	()

その他の検査

医師の診断	
健康診断を実施した医師の氏名	㊦
医師の意見	
意見を述べた医師の氏名	㊦
備考	

様式第3号「表面」を次のように改める。

問診票

作業条件の簡易な調査における問診票（例）

最近6ヶ月の間の、あなたの職場や作業での化学物質ばく露に関する以下の質問にお答え下さい。
 （注：ばく露とは、化学物質を吸入したり、化学物質に触れたりすること。）

- 1) 該当する化学物質について、通常の作業での平均的な使用頻度をお答え下さい。
 (時間/日)
 (日/週)
- 2) 作業工程や取扱量等に変更がありましたか？
 ・作業工程の変更 ⇒ 有り ・ 無し ・ わからない
 ・取扱量・使用頻度 ⇒ 増えた ・ 減った ・ 変わらない ・ わからない
- 3) 局所排気装置を作業時に使用していますか？
 ・常に使用している
 ・時々使用している
 ・設置されていない
- 4) 保護具を使用していますか？
 ・常に使用している ⇒ 保護具の種類 ()
 ・時々使用している ⇒ 保護具の種類 ()
 ・使用していない
- 5) 事故や修理等で、当該化学物質に大量にばく露したことがありましたか？
 ・あった
 ・なかった
 ・わからない

※ この問診票（例）は、当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事する労働者に対して定期に実施する健康診断における例示であり、雇入れ又は配置替えの際の健康診断及び過去に当該物質の製造又は取扱い業務に常時従事した労働者に対する健康診断においては、適宜必要な項目を聴取すること。



eラーニング等により行われる 安全衛生教育等の実施について

Eラーニング等により行われる安全衛生教育等の実施

- 「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」(令和3年1月25日付け基安安発0125第2号ほか)により、安全衛生教育等をeラーニング等により実施する際の基本的な考え方が示されました。

ウェブ会議システム等を利用したオンライン講習、オンラインでの教材閲覧・視聴等、いずれの場合も、

- 受講者が受講した事実及び教育時間が法令で定める教育時間以上であることを実施者が担保すること、
- 講師等が十分な知識又は経験を有すること、
- 受講者から質疑を受け付け回答できる体制を整えること

が必要とされています。

またeラーニング等を行う場合であっても、教育科目として実技教育または実地研修が必要な場合、および修了試験が必要な場合は、それを講師と同一場所で対面して実施すること。



アーク溶接にかかる規則等改正



溶接ヒュームについて

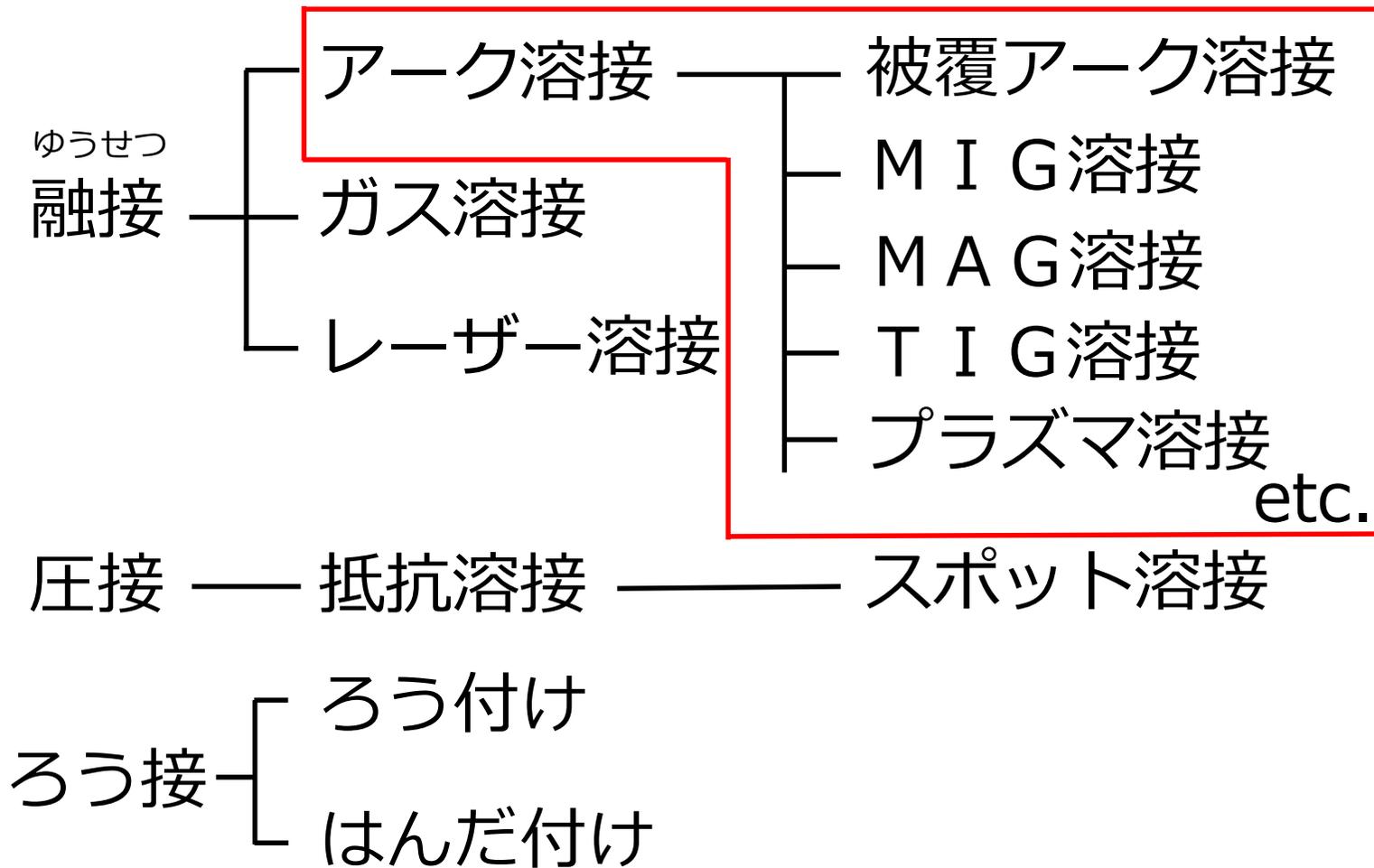
新たに特定化学物質に追加された
溶接ヒュームとは

→ 「金属アーク溶接等作業」

において加熱により発生する粒子状物質



溶接の種類



規制強化の対象の溶接

※ 説明用の一例であり、全ての種類を記載してはおりません。

発散抑制措置と呼吸用保護具

今回の改正で、溶接ヒュームが発生する金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場においては

局所排気装置を設置した場合でも、
呼吸用保護具の着用は必要です

※従来粉じん則のアーク溶接作業では、局所排気装置等を設置すれば、呼吸用保護具の着用は除外する規定がありました

作業環境測定等

今回の改正で、溶接ヒュームが発生する金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場においては

作業環境測定の実施は
義務付けられておりません

作業主任者の選任

第27条、第28条

金属アーク溶接等作業について

- 屋内、屋外を問わず
- 作業頻度を問わず

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です

- ①作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ②全体換気装置等の装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③保護具の使用状況を監視すること

※経過措置により、

令和4年3月31日までに選任することが必要です。

施行スケジュール（一部変更があります）

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定 ・呼吸用保護具の使用等	<p>現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。 ・令和4年4月1日以降は、特化則に基づき、溶接ヒュームの濃度測定結果に基づいて呼吸用保護具を選択し、使用しなければならない。 				溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
					換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任					再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)			
					呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)			
全体換気、特殊健康診断の実施 その他必要な措置	実施義務(4/1～)				フィットテストの実施(4/1～)			
					<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> フィットテストは令和5年4月1日からに変更 </div> 選任義務(4/1～)			



剥離剤を使用した塗料の 剥離作業における労働災害防止



剥離剤による火災及び中毒事案が発生しています！

- ・ 橋梁等の塗料を剥がす作業
- ・ 石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業

剥離剤に含まれる化学物質
引火による火災や、
吸入による中毒事案
が頻発

主に
ベンジルアルコール
(未規制)
と
ジクロロメタン
(特別有機溶剤)

基安化発0817第1号
令和2年8月17日
一部改正 基安化発1019第1号
令和2年10月19日

通達による災害防止要請

化学物質による中毒災害防止の基本

ラベル・SDSの入手・確認

- ✓ 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認
- ✓ SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- ✓ SDSを入手できない製品の使用は避ける

SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- ✓ SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- ✓ SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用

注意：防毒マスクを使用していても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！

- ✓ 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施



電離放射線障害防止規則等の改正

電離放射線障害防止規則等の改正について

- ① 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ（電離則第5条）
事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、5年間につき100mSvおよび1年間につき50mSvを超えないようにしなければならない。
- ② 線量の測定および算定方法の一部変更（電離則第8条）
- ③ 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加（電離則第9条）
放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を算定・記録・保存することが必要。

令和3年4月1日から施行・適用

電離放射線障害防止規則等の改正について

電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更

「検出限界未満の者」の項目を追加、区分の変更。

様式第2号(第58条関係)(表面) 標準字種

電離放射線健康診断結果報告書

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

郵便種別	80307	労働保険番号													
対象年	7:平成 9:令和	年	月	日	(月～月分)(報告回目)	健康年月日	7:平成 9:令和	年	月	日					
事業の種類						事業場の名称									
事業場の所在地	郵便番号()					電話()									
健康診断実施機関の名称及び所在地						在籍労働者数	人								
従事労働者数	男	女	計	人の種類		健康コード	健康コード	健康コード							
	人	人	人	人	人	人	人	人							
有所見者数 <small>(受診所見の内訳は事項に記入すること。)</small>	男	女	計	人の種類		具体的内容()									
	人	人	人	人	人										

受診者数	区分	受診回数による区分			受診回数による区分			受診回数による区分				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
1	検出限界未満の者	男	女	計	検出限界未満の者	男	女	計	検出限界未満の者	男	女	計
2	5ミリシーベルト以下の率口を除く)	男	女	計	20ミリシーベルト以下の率口を除く)	男	女	計	150ミリシーベルト以下の率口を除く)	男	女	計
3	5ミリシーベルトを超え20ミリシーベルトを超えない者	男	女	計	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルトを超えない者	男	女	計	150ミリシーベルトを超え500ミリシーベルトを超えない者	男	女	計
4	20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者	男	女	計	50ミリシーベルトを超える者	男	女	計	500ミリシーベルトを超える者	男	女	計
5	50ミリシーベルトを超える者	男	女	計								

ページ	総ページ		氏名			
			産業医	所属機関の名称及び所在地		
年	月	日	事業者職氏名			

労働基準監督署長殿

受付印

補助金について

既存不適合機械等更新支援補助金

既存の不適合機械等を所有する方に対して、最新の構造規格に適合し、かつ構造規格の水準を超える高水準の安全性を有する機械等へ更新するための、改修、買換えにようする経費の一部を助成するもの。

申請先
建設業労働災害防止協会
更新支援補助金事務センター
TEL：03-6275-1085

移動式クレーンの過負荷防止装置

移動式クレーン構造規格に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（つり上げ荷重3t未満）の改修、買換え

1 機械あたりの上限：10万円
同一申請者あたりの合計額の上限：30万

フルハーネス型墜落制止用器具

墜落制止用器具の規格に適合していない既存の安全帯の買換え

1 本あたりの上限：1万2500円
同一申請者あたりの合計額の上限：50万

エイジフレンドリー補助金

～働く高齢者の特性に配慮した
エイジフレンドリーな職場づくり
を進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）
労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で高い

<年齢別・男女別の労働災害発生率>

高齢者は被災しやすい！

<年齢別の休業見込み期間の長さ>

労働災害が重症化しやすい！

労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…

安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

厚生労働省 愛知労働局

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とする。

- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆ 安全衛生教育
- ◆ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税含む）